

向日市留守家庭児童会施設使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱に規定する向日市留守家庭児童会の施設（以下「児童会施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(児童会施設の使用)

第2条 保護者及び指導員並びに向日市青少年健全育成連絡協議会構成団体は、児童及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とした会議等を行うときは、児童会施設を使用することができる。

(児童会施設の使用日時)

第3条 児童会施設の使用日は、12月29日から翌年1月4日までを除いた日とする。

2 児童会施設の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午後7時30分から午後9時まで。ただし、第6留守家庭児童会は、午後7時30分から午後10時まで
- (2) 土曜日 午後6時30分から午後9時まで。ただし、第6留守家庭児童会は、午後6時30分から午後10時まで
- (3) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前9時から午後9時まで。ただし、第6留守家庭児童会は、午前9時から午後10時まで

(使用申請)

第4条 児童会施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用する日の3か月前から3日前までの間に留守家庭児童会施設使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日午前8時30分から午後5時までとする。

3 使用者は、留守家庭児童会施設使用許可申請書に記載した事項に変更があったときは、その旨を教育委員会に届けなければならない。

(使用許可)

第5条 教育委員会は、児童会施設の使用を許可したときは、留守家庭児童会施設使用許可書を使用者に交付するものとする。

- 2 使用の許可を受けた者は、児童会施設の使用中は、前項の許可書を必ず携帯し、関係職員の請求があればこれを提示しなければならない。
- 3 教育委員会は、児童会施設の使用を許可したときは、当該児童会施設の設置場所の学校長に留守家庭児童会施設使用許可連絡書により連絡しなければならない。

(使用条件)

第6条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営利を目的として使用しないこと。
- (2) 特定の政党又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又は反対することを目的として使用しないこと。
- (3) 特定の宗教を支持するために使用しないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。
- (5) 2日以上の継続又は反復使用によって、留守家庭児童会の運営に支障をきたさないこと。
- (6) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (7) 使用の許可を受けていない付属設備、備品等を使用しないこと。
- (8) 火災、盗難等に十分に留意すること。
- (9) 使用後は、直ちに原状に回復すること。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。